

4月に消費税率が5%から8%に引き上げられました。これに伴う低所得者や子育て世帯の負担を軽減するため、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。対象となる方は、期間中に申請を行ってください。



〈臨時福祉給付金〉

社会福祉課 995-1819

〈子育て世帯臨時特例給付金〉

子育て支援室 995-1841

給付金専用ダイヤル

995-1118

7/1 ~ 9/30 (土日・祝日を除く)

8時30分~17時15分

臨時福祉給付金

低所得の方の負担を緩和

《支給対象者》

平成26年1月1日時点で、本市に住民登録があり、平成26年分の市民税が課税されていない方
※市民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象外です。

《支給額》

1人につき10,000円

次の方は、1人につき5,000円加算されます。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
(平成26年3月分の受給権があり、4月分か5月分の年金の支払いがある方)
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者
(平成26年1月分の手当などを受給している方)

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和

《支給対象者》

平成26年1月1日時点で、本市に住民登録があり、次の要件をすべて満たす方

- 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方
- 平成25年の所得が児童手当の所得制限の限度額未満の方

《対象児童》

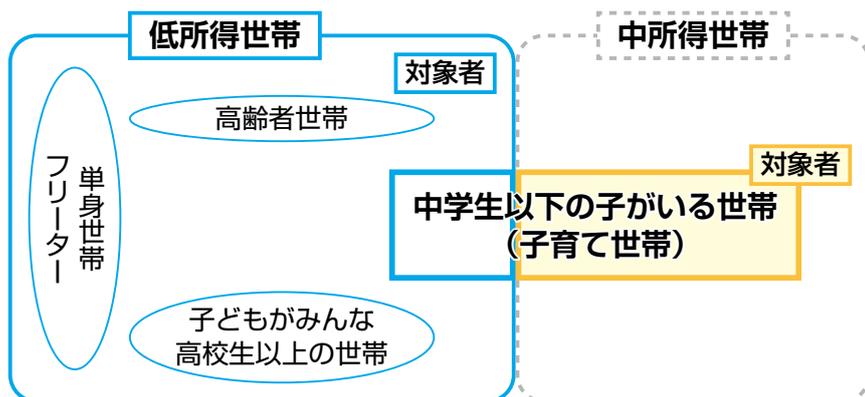
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは対象外です。

《支給額》

1人につき10,000円

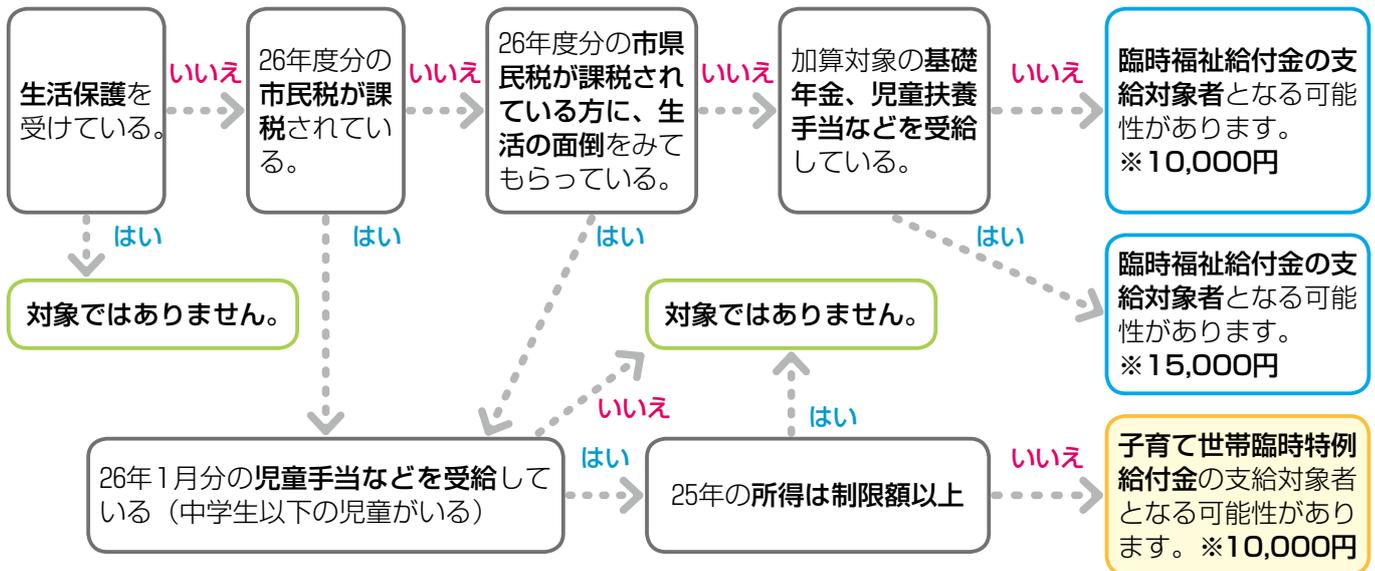
【イメージ】



【児童手当の所得制限の限度額】

扶養親族などの数	限度額目安 (給与収入ベース)
1人(子1人)	875.6万円
2人(夫婦子1人)	917.8万円
3人(夫婦子2人)	960万円

対象者診断チャート =基準日は、1月1日です=



申請期間 7月1日～9月30日
郵送で手続きができます！

給付金を受けるためには、申請が必要です。該当する方には、7月上旬に申請書を郵送します。郵送または申請会場で手続きを行ってください。支給要件に該当するのに申請書が届かない方は、直接会場にお越しください。

申請期間 / 7月1日(火)～9月30日(火)

申請方法 / ①郵送

②会場（市役所地下会議室）で申請

必要な書類

①申請書

②指定した口座が確認できる書類

（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）

③認印

④本人が確認できるもの（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、保険証などの写しなど）1点

※郵送の場合、③④は不要です。

※子育て世帯臨時特例給付金を申請される方が、児童手当の受取口座を指定する場合、②は不要です。

給付金の支給は口座振込

申請後、審査が行われます。審査の結果（支給・不支給）、支払日などを後日、通知します。給付金の支給が決定すると、申請書に記載した口座に、給付金が

支給されます。口座振込による支給が困難な方は、ご相談ください。

そのほか 1月1日に住民登録のあった市区町村で申請を

●臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の両方を受け取ることはできません。

●平成26年1月1日時点で本市に住民登録のない方は、1月1日時点で住民登録のある市区町村で申請してください。

※いずれの市区町村にも住民登録のない方が、1月2日以降に本市に住民登録をした場合、本市で申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などが、本市に住民登録をしないで本市に住んでいる場合、本市で申請を受け付けることができる場合があります。ご相談ください。

●申請期間は、市区町村により異なります。申請先が本市以外の方は、事前にご確認ください。

注意! 振込詐欺・個人情報の搾取

自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたり、個人情報を聞き出そうとする、現金の振り込みを依頼するなどの電話がかかってきたり郵便物が届いたりした場合には、市か警察にご連絡ください。

警察相談専用電話 #9110